

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-502615(P2005-502615A)

【公表日】平成17年1月27日(2005.1.27)

【年通号数】公開・登録公報2005-004

【出願番号】特願2003-508369(P2003-508369)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/785	(2006.01)
A 6 1 P	1/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/16	(2006.01)
A 6 1 P	3/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/04	(2006.01)
A 6 1 P	3/06	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 6 1 P	7/02	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/12	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 P	13/12	(2006.01)
A 6 1 P	15/08	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/785	
A 6 1 P	1/00	
A 6 1 P	1/16	1 0 5
A 6 1 P	3/00	
A 6 1 P	3/04	
A 6 1 P	3/06	
A 6 1 P	3/10	
A 6 1 P	7/02	
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 P	9/12	
A 6 1 P	11/00	
A 6 1 P	13/12	
A 6 1 P	15/08	
A 6 1 P	19/02	
A 6 1 P	35/00	

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月29日(2005.6.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アミノアルキルポリオール、アンモニウムアルキルポリオール、ジアルカノールアミン、ジアルカノールアンモニウムを含有する1つ以上の側鎖を有してなるポリマーであって、但し、ポリマーは、

-ポリ( N,N-ジアリル-N,N-ジ(2,3-ジヒドロキシルプロピル)アミン)またはその薬学的に許容されうる塩；

-ポリ( N,N-ジアリル-N-アルキル-N-(2,3-ジヒドロキシルプロピル)アミン)またはその薬学的に許容されうる塩；または

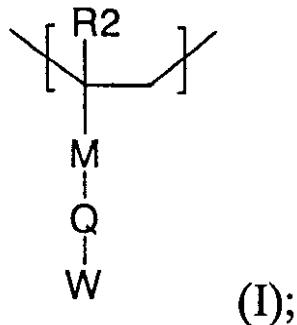
-ポリ( N,N-ジ(2,3-ジヒドロキシプロピル)アリルアミン)またはその薬学的に許容されうる塩

ではない、ポリマー。

【請求項2】

構造式(I)：

【化1】



式中、

Mは共有結合、 $-(CH_2)_n-$ 、1,3-フェニレン、1,4-フェニレン、 $-C(O)O-$ 、 $-C(O)NR_1-$ 、 $-C(O)-$ 、 $-O-$ 、 $-NR_1-$ 、 $-N^+(R_1)(R_3)-$ 、 $-CH_2NR_1-$ 、 $-CH_2N^+(R_1)(R_3)$ 、または $-CH_2O-$ であり；

nは1より大きい整数であり；

Qは共有結合または不活性連結基であり；

R<sub>1</sub>は-H、脂肪族基または置換脂肪族基であり；

R<sub>2</sub>は-HまたはC1~C6アルキル基であり；

R<sub>3</sub>は-H、C1~C6アルキル基、またはベンジル基であり；

Wは、 $-NR_4R_5$ 、 $-N(R_6)_2$ 、 $-N^+(R_4)_2R_5$ 、または $-N^+R_4(R_6)_2$ であり；

各R<sub>4</sub>は、独立して、-H、アルキル、またはベンジルであり；

R<sub>5</sub>はポリオールであり；

各R<sub>6</sub>は、独立して、アルカノールである、

により表されるモノマー単位を含有してなる請求項1記載のポリマーまたはその薬学的に許容されうる塩。

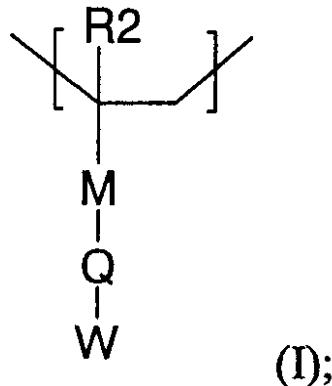
【請求項3】

Mが共有結合、 $-(CH_2)_n-$ 、1,3-フェニレン、1,4-フェニレン、 $-C(O)O-$ 、 $-C(O)NR_1-$ 、 $-C(O)-$ 、 $-O-$ 、 $-NR_1-$ 、 $-CH_2NR_1-$ 、または $-CH_2O-$ であり、Wがアミノアルキルポリオールまたはジアルカノールアミンである請求項2記載のポリマー。

【請求項4】

ポリマーが構造式(I)：

## 【化2】



式中、

Mは1,3-フェニレン、1,4-フェニレン、-C(0)O-、-C(0)NR<sub>1</sub>、-C(0)-、-O-、-NR<sub>1</sub>-、-CH<sub>2</sub>NR<sub>1</sub>-または-CH<sub>2</sub>O-であり；

Qは共有結合または不活性連結基であり；

R<sub>1</sub>は-H、脂肪族基または置換脂肪基であり；

R<sub>2</sub>は-HまたはC<sub>1</sub>～C<sub>6</sub>アルキル基であり；

Wは-NR<sub>4</sub>R<sub>5</sub>、-N(R<sub>6</sub>)<sub>2</sub>、-N<sup>+</sup>(R<sub>4</sub>)<sub>2</sub>R<sub>5</sub>、または-N<sup>+</sup>R<sub>4</sub>(R<sub>6</sub>)<sub>2</sub>であり；

各R<sub>4</sub>は独立して、-H、アルキル、またはベンジルであり；

R<sub>5</sub>はポリオールであり；

各R<sub>6</sub>は、独立して、アルカノールである。

により表されるモノマー単位を含有してなる請求項1記載のポリマーまたはその薬学的に許容されうる塩。

## 【請求項5】

QがC1～C30アルキレン基である請求項2または4記載のポリマー。

## 【請求項6】

QがC1～C15アルキレン基である請求項5記載のポリマー。

## 【請求項7】

Wがジエタノールアンモニウムジオールまたはアンモニウムアルキルジオールである請求項6記載のポリマー。

## 【請求項8】

Wがアミノアルキル-1,2-ジオールである請求項5記載のポリマー。

## 【請求項9】

Wがアミノプロパン-1,2-ジオールである請求項8記載のポリマー。

## 【請求項10】

Wがジエタノールアミンである請求項5記載のポリマー。

## 【請求項11】

Wがジエタノールアミンであり、QがC1～C4アルキレン基である請求項4記載のポリマー。

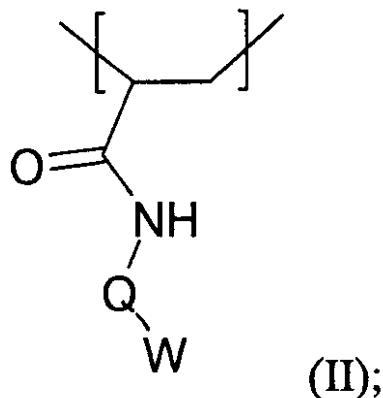
## 【請求項12】

R2が-Hまたはメチルであり、Mが-C(0)O-または-C(0)NH-であり、Qがエチレンまたはプロピレンであり、Wがジエタノールアミンである請求項4記載のポリマー。

## 【請求項13】

ポリマーが構造式(II)：

【化3】



式中、

Qは共有結合または不活性連結基であり；

Wは $-NR_4R_5$ 、 $-N(R_6)_2$ 、 $-N^+(R_4)_2R_5$ 、または $-N^+R_4(R_6)_2$ であり；各 $R_4$ は、独立して、-H、-アルキル、またはベンジルであり； $R_5$ はポリオールであり；各 $R_6$ は、独立して、アルカノールである、

により表されるモノマー単位を含有してなるポリマーまたは薬学的に許容されうる塩。

【請求項14】

QがC1～C30アルキレン基である請求項13記載のポリマー。

【請求項15】

QがC1～C15アルキレン基である請求項14記載のポリマー。

【請求項16】

Wがアミノアルキルジオールである請求項15記載のポリマー。

【請求項17】

Wがアミノアルキル-1,2-ジオールである請求項16記載のポリマー。

【請求項18】

Wがアミノアルキル-1,2-ジオールであり、QがC2～C4アルキレン基である請求項17記載のポリマー。

【請求項19】

Wがジエタノールアミンである請求項14記載のポリマー。

【請求項20】

Wがジエタノールアミン、 $N^+H(CH_2OH)_2$ 、または $N^+(CH_3)(CH_2OH)_2$ であり；Qがエチレンまたはプロピレンである請求項14記載のポリマー。

【請求項21】

Qがエチレンまたはプロピレンであり；Wがジエタノールアミンである請求項20記載のポリマー。

【請求項22】

ホモポリマーである請求項1～21いずれか記載のポリマー。

【請求項23】

疎水性コモノマーを含有するコポリマーである請求項1～21いずれか記載のポリマー。

。

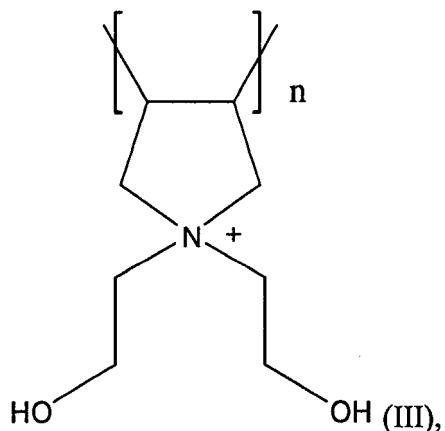
【請求項24】

コポリマーが、中性の親水性コモノマーおよび疎水性コモノマーを含有するターポリマーである請求項23記載のポリマー。

【請求項25】

構造式(III)：

## 【化4】



によって表されるモノマー単位を含有してなる請求項1記載のポリマーまたはその薬学的に許容されうる塩。

## 【請求項26】

薬学的に許容されうる担体または希釈剤および請求項1～25いずれか記載のポリマーを含有してなる医薬組成物。

## 【請求項27】

胃腸管から脂肪を除去する治療を必要とする被験体の胃腸管から脂肪を除去するための医薬の製造における請求項1～25いずれか記載のポリマーの使用。

## 【請求項28】

被験体が肥満症である請求項27記載の使用。

## 【請求項29】

被験体がII型（非インスリン依存性）糖尿病について治療される請求項27記載の使用。

## 【請求項30】

被験体が、脂肪便、グルコース寛容減損、高血圧症、冠状動脈血栓症、発作、脂質症候群、高血糖、高トリグリセリド血症、高脂血症、睡眠時無呼吸、裂孔ヘルニア、逆流性食道炎、変形性関節症、痛風、体重増加に関連する癌、胆石、腎臓結石、肺高血圧症、不妊症、心血管疾患から選ばれる1つ以上について治療される請求項27記載の使用。

## 【請求項31】

被験体が、血小板付着を減少するために、妊娠後の体重減少を減少するために、脂質レベルを減少するために、尿酸レベルを減少するために、またはシウ酸レベルを減少するために治療される請求項27記載の使用。